

倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業

実施方針

令和6年7月

倉敷市

目次

第1	事業の概要.....	1
1	事業内容に関する事項.....	1
2	事業の実施スケジュール.....	2
3	実施方針及び要求水準書（案）の変更.....	2
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	3
1	事業者の募集及び選定方法.....	3
2	事業者の募集及び選定のスケジュール.....	3
3	実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話.....	4
4	実施方針及び要求水準書（案）に関する質疑等.....	4
5	応募者の備えるべき参加資格要件.....	5
6	応募手続き等.....	8
7	審査及び選定に関する事項.....	9
8	提出書類の取り扱い.....	9
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	10
1	予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	10
2	事業者の責任の履行に関する事項.....	10
3	本市による事業の実施状況のモニタリング.....	10
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	12
1	立地条件.....	12
2	対象施設の概要.....	12
3	整備対象施設の配置に関する事項.....	12
4	事業用地に関する事項.....	12
第5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	13
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	14
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
2	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
3	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
第7	その他事業の実施に関し必要な事項.....	15

1	債務負担行為の設定.....	15
2	情報公開及び情報提供.....	15
3	本市からの提示資料の取り扱い.....	15
4	応募に伴う費用分担.....	15
5	本事業に関する担当部署.....	15

別紙1 リスク分担表（案）

第1 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の種類

庁舎、消防機庫

(3) 事業の目的

本事業は、倉敷市公共施設総合管理計画（平成28年6月策定、令和5年3月一部改定）及び倉敷市公共施設個別計画（令和4年3月策定）等に基づき、施工期間中も支所業務を継続しながら、現在の敷地内に、庄支所及び庄分団消防機庫の建替え及び外構整備を行うことを目的とする。

1) 対象施設

庄支所、倉敷市消防団倉敷方面隊庄分団消防機庫、付設施設、外構施設

2) 事業の範囲

本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設に係る以下に示す業務を行うことを事業の範囲とする。

具体的な事項については、要求水準書（案）に示す。

- ・ 事前調査業務（地質調査等）
- ・ 設計業務
- ・ 解体撤去業務
- ・ 建設業務
- ・ 工事監理業務
- ・ その他事業実施に必要な業務

（近隣対応、引渡し、国庫補助金申請関係書類の作成支援等）

(4) 事業方式

本事業は、倉敷市（以下「本市」という。）と事業契約を締結した事業者が、対象施設の設計及び建設を行った後、本市に施設を引き渡す設計施工一括発注方式（DB方式、Design Build）により実施する。

(5) 提案上限価格（予定）

190,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 本事業における事業者の収入

本市は、本事業の事業費を段階的に支払う予定である。支払い割合及び時期は募集要項等にて示す。

(7) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、募集要項等の公表時に示す要求水準書に掲げる各種法令・基準等の他、関連する法制度等を遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途本市と協議の上、適否について決定するものとする。

2 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	内容
令和6年11月末まで （令和7年1月）	事業契約締結 倉敷市議会議員選挙（期日前投票所）※
令和7年3月末まで （令和7年7月）	事前調査・設計業務の完了 参議院議員選挙（期日前投票所）※
令和8年3月末まで	・庄支所庁舎（第1工区）の竣工 （機能移転後に現庁舎解体に着手） ・現庄支所庁舎の解体 ・庄支所庁舎（第2工区）、外構整備、庄分団消防機庫の竣工 ・現庄分団消防機庫の解体 ・庄分団消防機庫外構整備の完了、事業契約終了

※期日前投票（現状は、支所1階ホールで実施）が可能な工程・方法等を考慮すること

3 実施方針及び要求水準書（案）の変更

実施方針及び要求水準書（案）の公表における民間事業者からの意見等を踏まえ、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

この場合、変更の内容を本市ホームページにて公表するとともに、実施方針等の変更に伴いスケジュールの変更が生じる際には、変更後のスケジュールも提示する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、対象施設的设计、建設等についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

従って、事業者の募集及び選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	内容
令和6年7月24日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和6年7月24日～ 8月8日	実施方針及び要求水準書（案）への質問及び意見受付
令和6年7月29日、 7月31日	実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話
令和6年8月19日まで	実施方針及び要求水準書（案）への質問に対する回答公表
令和6年8月19日	募集要項等の公表
令和6年8月19日～ 8月26日	募集要項等に関する質問受付①
令和6年9月6日まで	募集要項等に関する質問に対する回答公表①
令和6年9月中旬	参加資格確認申請の提出
令和6年9月19日	参加資格審査結果の通知
令和6年9月19日～ 9月26日	募集要項等に関する質問受付②
令和6年10月4日まで	募集要項等に関する質問に対する回答公表②
令和6年10月10日 まで	提案書の受付
令和6年10月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング
令和6年11月上旬	優先交渉権者の選定及び結果公表
令和6年11月下旬	事業契約締結

3 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話

本事業への応募を検討する民間事業者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する民間事業者の理解を深め、本市の意図と民間事業者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることなどを目的として、実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話を実施する。

当該対話への参加を希望する民間事業者（複数民間事業者によるグループでの参加を含む。）は、「実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話エントリーシート（様式1）」に必要事項を記入し、件名を【実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話参加申込】として、申込先へ電子メールでファイル添付にて提出のこと。電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする）。

なお、当該対話への参加は最大3名とする（複数民間事業者によるグループでの参加の場合も同様）。

(1) 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話の開催日時

令和6年7月29日（月）または31日（水） 時間帯は本市から指定する

(2) 会場

本庁舎低層棟2階 204会議室

(3) エントリーシート受付期限

令和6年7月26日（金）正午

(4) エントリーシート提出先

第7の5「本事業に関する担当部署」に記載

4 実施方針及び要求水準書（案）に関する質疑等

実施方針及び要求水準書（案）に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

(1) 受付期間

令和6年7月24日（水）から令和6年8月8日（木）午後5時（必着）

(2) 受付方法

質問、意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書」

(様式2)、「実施方針及び要求水準書(案)に関する意見書」(様式3)に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと(午前8時30分から午後5時までとする)。

(3) 提出先

第7の5「本事業に関する担当部署」に記載

(4) 回答の公表(予定)

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年8月19日(月)までに本市ホームページで公表する。

なお、本市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

5 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、次に掲げる企業を含むグループ(以下「応募グループ」という。)とする。なお、(ア)、(ウ)のみを同一の企業が兼ねることはできない。
 - (ア) 対象施設の建設業務を行う企業(以下「建設企業」という。)
 - (イ) 対象施設の設計業務を行う企業(以下「設計企業」という。)
 - (ウ) 対象施設の工事監理業務を行う企業(以下「工事監理企業」という。)
- イ 応募者は、応募者を構成する企業の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。
- ウ 応募者は、参加資格確認申請の提出日から本事業に係る契約の締結日まで参加資格要件を満たすものとする。
- エ 応募者は、応募グループを組成するに際し、建設業務に関して令和6年度建設工事等入札参加資格者名簿の業者を構成企業とするものとする。
- オ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- カ 参加資格確認申請提出以降、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。

ただし、代表企業でない構成企業についてやむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。

(2) 共通の参加資格要件

応募者を構成する全ての企業は、次のアからケまでのいずれかにも該当しない者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- カ 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成 13 年倉敷市告示第 276 号）に基づく指名除外を受けている者。
- キ 課税されているすべての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない者。

(3) 各業務における応募者の資格要件

応募者を構成する企業は、それぞれ以下に掲げる要件を備えていなければならない。なお、次の 1)~3)のうち複数要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

1) 建設企業に係る参加資格要件

建設工事業務は 2 者以上により実施すること。なお、ア及びイの要件はすべての建設企業が満たすものとする。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていない者（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るもので

あり、かつ、対象が公共事業に係るものに限る。) であること。

ウ 代表企業は、令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿（総合値 1,000 点以上）の建築一式工事部門に登載されていること。代表企業以外の建設企業は、令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事部門に登録された業者であり、内1者以上は市内業者であること。

エ 代表企業は、当該工事に、建設業法第26条第2項の規定に基づく監理技術者を配置できる者であること。

2) 設計企業に係る参加資格要件

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 募集要項等の公表日から事業契約の締結日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）であること。

ウ 令和6年度倉敷市測量、建設コンサルタント業務等業者名簿の建築設計に登載されていること。ただし、建設企業の代表企業が、一般社団法人プレハブ建築協会の正会員の場合は、この限りでない。

3) 工事監理企業に係る参加資格要件

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 募集要項等の公表日から事業契約の締結日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）であること。

ウ 令和6年度倉敷市測量、建設コンサルタント業務等業者名簿の建築設計に登載されていること。ただし、建設企業の代表企業が、一般社団法人プレハブ建築協会の正会員の場合は、この限りでない。

エ 当該工事監理業務に管理技術者を1名配置できる者であること。なお、管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。

(4) 地域経済への配慮

必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

(5) 参加資格確認申請の提出日以降の取り扱い

参加資格確認申請の提出日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の代表企業、構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合で、本市の承認を得て参加資格要件を欠く応募者の構成企業の変更をする場合は、この限りではない。(代表企業の変更は認めない。)

6 応募手続き等

(1) 募集要項等の公表

募集要項等の公表を行い、募集要項、要求水準書、事業契約書(案)及び事業者選定基準等を本市ホームページで公表する。

(2) 募集要項等に関する質問

本市は、募集要項等に関する質問を受け付け、質問に対する回答を公表する。質問の方法等は「募集要項」において提示する。

(3) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類、本事業に関する見積書及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、募集要項に示す。

(4) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、選定委員会の審査を経て、本市が優先交渉権者を決定する。審査の結果は応募者に通知するとともに、本市ホームページで優先交渉権者を公表する。

(5) 事業契約締結

本市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者として選定された応募者と事業契約を締結する。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

本市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、市職員で構成する選定委員会を設置する。選定委員会で総合的に提案書等の審査を行い、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

1) 参加資格審査

参加資格確認申請時に提出する書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

2) 提案書審査

あらかじめ設定した事業者選定基準に従って、選定委員会において提案書等の審査を総合評価の方法により行う。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い提案を1位とし、以下総合評価値の高い順に順位を決定する。

3) 審査事項

審査事項は、募集要項等に添付する事業者選定基準にて提示する。

4) 審査結果

審査結果は公表する。

8 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表のため及びその他本市が必要と認める場合、応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、事業者による創意工夫等による対象施設の効率的な整備を目指すものであり、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、本市及び事業者が適正に責任を分担する。

責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示し、最終的には事業契約書に定めることとする。

(2) 保険の付保

事業者は、本市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、信義に従って誠実に責任を履行するものとする。なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする。

3 本市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本市は、事業者による要求水準の適正かつ確実な遂行を担保するため、達成状況等についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期及び内容

モニタリングの時期及び内容は概ね次のとおりとする。ただし、別途本市がモニタリングを必要とする場合においては、本市の方法及び手段により実施するものとする。

1) 業務着手時

事業者は、業務着手時に業務全体に関する工程表及び業務計画書等を本市に提出し、本市は要求した事業スケジュール等に適合しているか否かの確認を行う。

2) 事前調査時

本市は、事前調査完了時に事業者から提出された調査結果等について、要求水準を満たしているか否かの確認を行う。

3) 設計時

本市は、設計完了時に、事業者から提出された図書について、事業契約書及び要求水準書（以下「事業契約書等」という。）に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。

4) 工事施工時

本市は、事業者が行う工事施工、工事監理の状況について、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を適宜行う。この際、事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を置き、工事監理を行い、工事施工、工事監理の状況について本市に報告する。

5) 工事完成・施設引渡し時

本市は、完成した施設等が、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。

(3) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングにかかる費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(4) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書等に定められた水準が維持されていない場合、本市は事業者に対して改善を指示することがある。また、支払い金額を減額することがある。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

事業用地の所在地は「倉敷市上東 756 番地 地内」である。その他、立地条件の詳細は要求水準書において示す。

2 対象施設の概要

本事業における対象施設の概要は、以下に示すとおりである。詳細は、要求水準書において示す。

対象施設	区分	概要
庄支所	新設・解体 (執務並行)	支所本体、倉庫、公用車庫等
庄支所外構	新設・改修・ 解体	駐車場設置、障がい者等用駐車場設置、駐輪場設置、告示用掲示板、外灯、敷地境界フェンス等
庄分団消防機庫	新設・解体	消防機庫
庄分団消防機庫外構	新設・改修・ 解体	駐車場設置、ホース乾燥塔、外灯、敷地境界フェンス等

3 整備対象施設の配置に関する事項

整備対象施設の配置計画は、要求水準書にて示す。なお、支所の新設・解体工事時には、支所の機能を維持することを条件とする。

4 事業用地に関する事項

事業者は、管理者の承諾を得た上で事業用地のうち必要な範囲を無償で使用することができる。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する措置に従う。

また、本事業に関する紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の業務の履行状況が本市の要求水準を下回る場合、又はその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合は、本市は、事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、本市は事業契約を解除することができるものとする。

事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除することができるものとする。

契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他本市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、事業契約で規定する。

その他、事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為の設定

本事業の事業費は、令和6年6月議会において債務負担行為を設定済みである。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、倉敷市総務局総務部総務課のホームページ等を通じて適宜行う。

3 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

4 応募に伴う費用分担

応募者の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

5 本事業に関する担当部署

倉敷市総務局 総務部 総務課 (担当：花土裕治) 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地 電話：086-426-3121 Fax：086-421-2400 電子メール：gnlaff@city.kurashiki.okayama.jp
--

別紙1 リスク分担表（案）

【凡例】

○：リスクが顕在化した場合に負担を行う。

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない。

段階	リスク項目	リスクの内容		分担（案）	
				市	事業者
共通	募集要項等リスク	募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの		○	
	応募費用リスク	本事業への応募に係る費用の負担に関するもの			○
契約締結	リスク	市の帰責事由により、事業契約が締結できない又は事業契約締結手続に長期間を要する場合		○	
		事業者の帰責事由により、事業契約が締結できない又は事業契約締結手続に長期間を要する場合			○
		上記以外の事由により、事業契約が締結できない又は事業契約締結手続に長期間を要する場合		○※1	○□1
制度関連	リスク	法令変更	本事業に直接関係する法令（税制度を除く。）の新設・変更によるもの	○	
		リスク	上記以外の法令（税制度を除く。）の新設・変更によるもの		○
	リスク	税制変更	消費税及び地方消費税に関する税率の変更	○	
		リスク	法人税に関する税制の変更又は新設		○
		リスク	土地所有に関する税制の変更又は新設	○	
		リスク	建物所有に関する税制の変更又は新設	○	
	リスク	上記以外の税制の変更又は新設に関するもの	○		
許認可	リスク	対象施設に係る工事の実施にあたって市が取得すべき許認可等の取得の遅延	○		
	リスク	対象施設に係る工事の実施にあたって事業者が取得すべき許認可等の取得の遅延		○	
社会	リスク	住民対応	本事業を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○	
		リスク	上記以外の事業者が実施する調査、設計、建設工事等に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの		○
	環境	事業者が実施する調査、設計、建設工事における有害物質の排出・漏えい等、環境保全に関するもの		○	
	第三者賠償	事業者が実施する調査、設計、建設工事における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○	
リスク	リスク	対象施設の契約不適合による事故に関するもの		○	
	デフォルト	民間事業者デフォルト	事業者の事業破綻・事業放棄		○
リスク	リスク	事業者の債務不履行等		○	
	公共デフォルト	市の債務不履行等	○		
リスク	不可抗力	天災・暴動等の自然的又は人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの	○		

段階	リスク項目	リスクの内容		分担（案）	
				市	事業者
	経済リスク		天災・暴動等の自然的又は人為的な事象のうち、通常予見可能なもの		○
		資金調達リスク	融資等本事業に必要な資金の確保に関するもの		○
		金利変動リスク	金利変動に関するもの		○
		物価変動リスク	インフレ・デフレ等物価変動に関するもの	○※2	○※2
設計段階	用地リスク	用地確保リスク	対象施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		用地瑕疵リスク	事業者による事前調査業務や市があらかじめ提示した情報・資料から合理的に想定できる対象施設建設予定地の土壌汚染、地中障害物等による計画変更及び工期延長、追加費用等		○
			上記以外の対象施設建設予定地の土壌汚染、地中障害物等による計画変更及び工期延長、追加費用等	○	
	測量・調査リスク	市が実施した対象施設建設予定地の測量・調査に関するもの	○		
		事業者が実施した対象施設建設予定地の測量・調査に関するもの		○	
	周辺インフラリスク	事業者による事前調査業務や市があらかじめ提示した情報・資料から合理的に想定できる上水・下水等、周辺インフラに関するもの			○
					○
				○	
計画リスク	独自提案リスク	事業者の独自提案に関するもの		○	
	設計リスク	市の指示、市の提示条件又は指示の不備又は変更による設計変更に関するもの	○		
		既存建物等に関する市の提示する資料や事業者による設計前の現地調査等から想定し得ない大幅な設計費の増加に関するもの	○		
		上記以外の事由による設計変更に関するもの		○	
施工段階	工事リスク	工事費増加リスク	市の指示、市の提示条件又は指示の不備又は変更による工事費の増加に関するもの	○	
			既存建物等に関する市の提示する資料や事業者による設計前の現地調査等から想定し得ない大幅な工事費の増加に関するもの	○	
			特別な要因や予期せぬ事情による急激な物価変動等による大幅な工事費の増加に関するもの	○※3	○※3
			上記以外の事由による工事費の増加に関するもの		○
	工事遅延リスク	市の指示、市の提示条件又は指示の不備又は変更による工事完了の遅延に関するもの	既存建物等に関する市の提示する資料や事業者による設計前の現地調査等から想定し得ない大幅な工事完了の遅延に関するもの	○	
			天災・暴動等の自然的又は人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるものに起因する資材調達の遅延等による工事完了の遅延に関するもの	○	
			上記以外の事由による工事完了の遅延に関するもの		○
					○
	工事監理リスク	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合又は遅延が発生したことによるもの		○	

段階	リスク項目	リスクの内容		分担（案）	
				市	事業者
		要求性能未達リスク	対象施設の要求性能不適合及び施工不良に関するもの		○
		施設損傷リスク	対象施設の引渡し前に対象施設及び関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
		施設契約不適合リスク	対象施設の契約不適合が発見された場合及び契約不適合により発生した対象施設の損傷等に関するもの		○
		支払遅延・不能リスク	市から事業者への対価の支払遅延、支払不能	○	

※1：各々が自らの費用を負担する。

※2：特別な要因や予期せぬ事情による急激な物価変動が生じた場合には市と協議できるものとする。詳細は事業契約書による。

※3：詳細は事業契約書による。